

札幌市消費者センター啓発資材貸出要領

(平成 30 年 3 月 9 日市民文化局長決裁)

1 目的

この要領は、学校教育における消費者教育の推進を図ることを目的に、札幌市消費者センター（以下「センター」という。）が保有する消費者教育のための啓発資材（以下「資材」という。）の貸し出しについて必要な事項を定めるものである。

2 貸出物品

貸し出す資材、及び最大貸出数は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) デジタル糖度計 | 10 セット |
| (2) デジタル塩分計 | 10 セット |
| (3) マークでカルテット！ | 10 セット |

3 貸出対象

- (1) 札幌市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という）のほか、札幌市が適当と認める者とする。
- (2) 原則として、授業において児童・生徒が使用する場合、又は学校長等が認める P T A等の活動で児童、生徒、又はその保護者が使用する場合に貸し出しを認める。

4 貸出期間

原則として 7 日間以内とし、使用後は速やかに返却すること。

5 貸出料金

貸出資材の貸出料は、無料とする。

6 貸出手続

- (1) 借り受けを希望する者（以下「利用者」という。）は、センターに電話等で貸し出しの可否を確認の上、「札幌市消費者センター啓発資材貸出申請書」（様式 1）を提出すること。
- (2) センターは、前項による申請が適当と認められるときは、利用者に対して機器を貸し出すこととし、「札幌市消費者センター啓発資材貸出承認書 兼 返却書」（様式 2）を発行する。
- (3) 利用者は、資材をセンターから直接受け取り、また直接返却することを原則とする。やむを得ず配送業者等に依頼する場合、かかる経費は利用者の負担とする。また、利用者は、資材を返却する際に、「札幌市消費者センター啓発資材貸出承認書 兼 返却書」（様式 2）を提出するものとします。

7 管理責任等

- (1) 利用者は、資材を常に良好な状態で使用することとし、他に譲渡し、又は貸し付け等をしてはならない。

- (2) 利用者は、資材の使用及び使用後の手入れについて、資材の取扱説明書及びセンターの指示により取り扱わなければならない。
- (3) 利用者は、運搬、保管中等の故意又は重大な過失により、資材を滅失し、又はき損した場合には、資材の補充、修繕等にかかる費用を負担しなければならない。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。